

議第 30 号

## 下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）の改正に伴い、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例

下呂市個人情報保護条例（平成16年下呂市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報</u> <u>個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(2) <u>個人識別符号</u> <u>行政機関の保有する個</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報</u> <u>個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p><u>(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報</u>をいう。</p> <p><u>(4)～(10)</u> (略)</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u>を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は審査会の意見に基づいて、個人情報取扱事務の目的を達成するため必要かつ欠くことができないとして実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>第37条 削除</u></p>	<p><u>(2)～(8)</u> (略)</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、<u>次に掲げる事項に関する個人情報</u>を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は審査会の意見に基づいて、個人情報取扱事務の目的を達成するため必要かつ欠くことができないとして実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>(1) 思想、信教及び信条</u></p> <p><u>(2) 人種及び民族</u></p> <p><u>(3) 犯罪に関する経歴</u></p> <p><u>(4) 社会的差別の原因となる社会的身分</u></p> <p><u>(事業者に対する措置)</u></p> <p><u>第37条 市長は、事業者が個人情報の取扱いについて市民の権利に重大な侵害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、その事実を明らかにするために必要な限度において</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>て、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>2 市長は、事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、個人情報の保護に関する勧告をすることができる。</u></p> <p><u>(1) 事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるとき。</u></p> <p><u>(2) 前項の規定による説明又は資料の提出を不当な理由なく行わないとき、又は不正に行ったとき。</u></p> <p><u>3 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、審査会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、当該事業者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えるものとする。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第4項の改正規定は、平成30年7月1日から施行する。

(下呂市債権管理条例の一部改正)

- 2 下呂市債権管理条例(平成29年下呂市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(債務者情報の収集等)</p> <p>第7条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該市の債権の管理に関する事務を行うため、当該市の債権に係る債務者の個人情報(次項において「債務者情報」という。)を、他の実施機関(下呂市個人情報保護条例(平成16年下呂市条例第21号)第2条第8号に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。)から収</p>	<p>(債務者情報の収集等)</p> <p>第7条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該市の債権の管理に関する事務を行うため、当該市の債権に係る債務者の個人情報(次項において「債務者情報」という。)を、他の実施機関(下呂市個人情報保護条例(平成16年下呂市条例第21号)第2条第6号に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。)から収</p>

改正後	改正前
<p>集し、又は目的外に実施機関内において利用し、若しくは他の実施機関に対して提供することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>集し、又は目的外に実施機関内において利用し、若しくは他の実施機関に対して提供することができる。</p> <p>2 (略)</p>

(準備行為)

- 3 改正後の第6条第4項の規定による要配慮個人情報の収集に関する下呂市個人情報保護審査会への意見の聴取その他必要な手続については、附則第1項に掲げる施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

## 【参考資料】

# 下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例要綱

## 1. 改正理由

個人情報保護の基本法である、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び国の行政機関に適用される、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の改正法が平成 29 年 5 月 30 日に施行されました。これに伴い、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、当該条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

### （1） 個人情報の定義の明確化

行政機関個人情報保護法において、身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換したもの（DNA、指紋、顔認証など）や、特定の個人に付与された番号・符号（個人番号、運転免許証番号など）について「個人識別符号」として定義し、これらの符号も個人情報であることが明確化されました。個人情報の定義の明確化は、個人のプライバシー保護に資するものであることから、条例においても「個人識別符号」を定義し、これらの符号も個人情報であることを明確にします。

（第 2 条第 1 号及び第 2 号関係）

### （2） 要配慮個人情報の取扱いについて

行政機関個人情報保護法において、本人の人種、信条など不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する個人情報については、「要配慮個人情報」として新たに定義されました。市においても、同様の配慮を要する個人情報を明確にする必要性は変わらないことから、条例においても「要配慮個人情報」の定義を設けます。なお現行の条例において、「要配慮個人情報」に類する個人情報について原則収集禁止とする規定が設けられていますが、今回の法改正の趣旨を踏まえて、これを「要配慮個人情報」に改め、原則収集禁止の対象となる個人情報の範囲を広げます。

(第2条第3号及び第6条関係)

(3) 事業者に対する措置に関する規定の削除

改正前の個人情報保護法においては、取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者を法の対象外としていましたが、取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者であっても、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、今回の法改正により全ての事業者が法の適用を受けることとなりました。

現行の条例では、個人情報について不適切な取り扱いをしている事業者に対する措置について規定していますが、この規定は、法対象外の事業者を想定しているものです。法改正により全事業者が法の適用を受けることとなったことから、行政上の措置に関して法と条例の重複を避けるため、この規定について削除します。

(第37条関係)

(4) 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。ただし「要配慮個人情報」の収集を原則禁止する第6条第4項については、収集禁止となる個人情報の範囲が広がることから、新たに収集禁止となる個人情報の収集を既に行っている事務の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるため、施行期日を平成30年7月1日とし、準備期間を設けます。また、この間に当該個人情報の収集を行うために必要な下呂市個人情報保護審査会への意見聴取等が行えるようにします。

(附則第1項及び第3項関係)

(5) 関係条例等の改正

この条例の改正に伴い、当該改正箇所を引用している下呂市債権管理条例(平成29年下呂市条例第22号)において生じる条ずれを改正します。

(附則第2項関係)